

生活衛生関係営業について

(国民の日常生活に極めて密着した営業)

生 衛 業

…理容、美容、興行、クリーニング、公衆浴場、旅館ホテル、麺類、
氷雪、食肉、飲食、すし、食鳥肉、喫茶、中華、社交、料理 (16業種)

(生衛法の政令は簡易宿泊所、下宿を加えて18業種を規定)

「環境衛生関係営業の
運営の適正化に関する法律」
(昭和32年制定～)

「生活衛生関係営業の運営の適正化
及び振興に関する法律」
(平成12年 法律名変更～)

生 衛 法

《 法律の目的 》

営業者組織 (生活衛生同業組合) の自主的活動の促進等により、
衛生施設(店舗・施設)の改善向上、経営の健全化(近代化)、
各業の「振興」を通して

- ① 店舗・施設の衛生水準の維持向上
- ② お客様(利用者・消費者)の利益の擁護

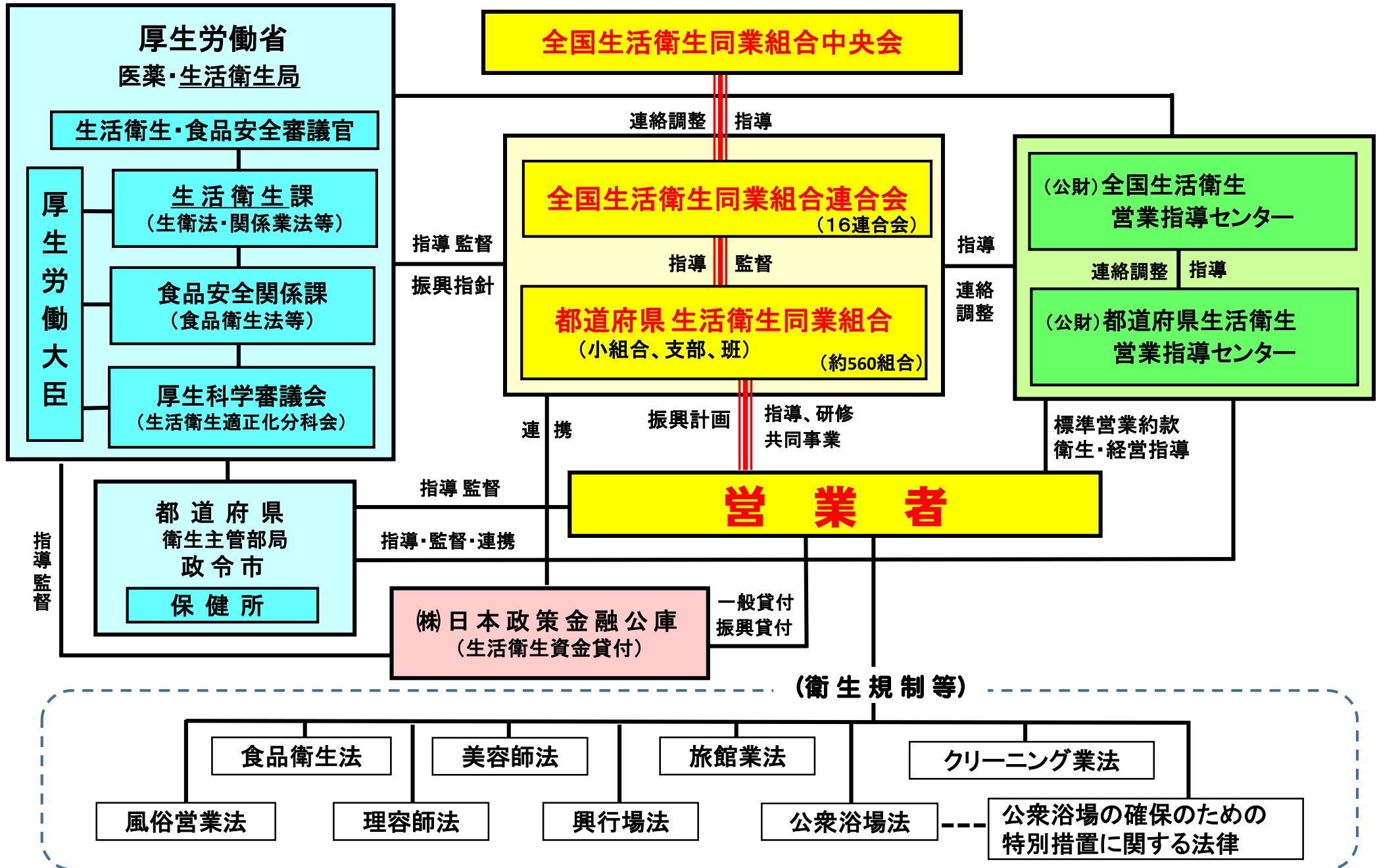
我が国の

公衆衛生の向上・増進、国民生活の安定

《 生衛法第8条 》

組合は、組合員の営業に係る老人の福祉その他の地域社会の福祉の増進に関する事業
について組合員に対する指導その他当該事業の実施に資する事業を行う。

生活衛生関係営業の連携組織



ガイドライン

外食業 ガイドライン

令和2年5月14日
改正：令和2年11月30日

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（改正）に基づく 外食業の事業継続のための ガイドライン

一般社団法人 日本フードサービス協会
一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会

ガイドライン実施促進事業

チェックシート

※チェックシート NO. (記入しないでください)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(令和2年度 第3次補正予算 国庫補助事業)

経営再建支援・業種別ガイドラインチェックシート

— 外 食 業 — (令和2年11月30日改訂版)

このチェックシートは、新型コロナウイルス感染症の感染防止を目的に業界組合ごとに策定された「業種別ガイドライン」への取組状況を把握し、その遵守・改善を図る巡回指導に使用するものです。

外食業ガイドライン チェックシート

経営再建支援・業種別ガイドラインチェックシート 3

1 回目のチェックでは、お店の現在の状況について把握して該当欄に✓を記入してください。
また、1 回目でも✓が付かなかった項目については改善を進め、2 回目のチェックにおいてお店の改善状況を確認してください。 1 回目と2 回目は2～3 週間程度間隔をあけて実施してください。

【注意】 チェック項目の内容がお店の実態としてやることができない場合は、「該当しない」に✓を記入。

★太線は重点項目です。取組店証の交付のためには全て「✓」が記入されている必要があります。

1. お客様の安全

(1) 入店時

項 目	1 回目			2 回目		
	① 実施	② 未実施	③ 該当しない	① 実施	② 未実施	③ 該当しない
1) 店舗入口には、発熱や咳など異常が認められる場合は店内飲食をお断りさせていただく旨を掲示している						
★ 2) 店舗入口や手洗い場所には、手指消毒用に消毒液（消毒用アルコール等）を用意している						
★ 3) 店舗入口及び店内に、食事中以外はマスクの着用をお願いする旨を掲示している						
★ 4) 飛沫感染・接触感染を防止するために十分な間隔をとることが重要であることをお客様に理解してもらい、店内が混み合う場合は入店を制限している						
★ 5) 店内飲食やテイクアウトで順番待ちをする場合は、各人ができるだけ1 m以上の間隔を空けるよう誘導している（床に間隔を示すテープを貼るなど）						
6) 順番待ちが店外に及ぶ場合は、従業員が間隔を保つように誘導するか、または整理券の発行等により行列を作らない方法を工夫している						

1. 感染防止対策取組優良店の公表（PR）

本巡回指導により取組状況が確認され、「取組店証」（OKマーク）が交付された場合は、「感染防止対策取組優良店」として取組状況等を含め全国

(注：右の①又は②を「○」で囲んでください。)

2. 行政機関への情報提供

貴店のガイドラインへの取組状況（本シート）
する場合がありますので、同意、不同意を選択
以上、1及び2について確認し署名します。

店舗名

店舗等の概要（巡回指導店舗・施設等の概況、）

店舗等名（ふりがな）

店舗等住所（都道府県、市区町村、番地等まで全て記入）
〒 都 道 郡 市
府 県 町 村

店舗等電話番号
() -

飲食業店舗等の業種区分（該当する業種□に✓を記入）
□ めん類 □ すし □ 焼物
□ 社交飲食 □ 料理 □ その他

【巡回指導終了後 専門指導員による記入欄】

● 訪問日：第1回訪問：令和 年 月

1. はじめに

令和2年4月7日、新型コロナウイルス感染症の発生が拡大し、国民の安心・安全を確保するため、政府は、飲食店、小売店、サービス業など幅広い業種を対象とした「感染防止対策取組優良店」の公表を開始しました。さらに同年5月4日に変更されたガイドラインにおいては、「事業者及び関係団体は、業種や施設の種別ごとに取組を進めること」が求められ、本巡回指導が実施されることとなりました。ガイドラインは、業種・業態が多岐にわたる我が国に、営業時間短縮や外出自粛の要請がある中で、従業員やその家

「コロナ対策店」のマーク発表



「感染防止対策取組店証」

当店は業界団体が作成したガイドラインに基づき感染防止対策に取り組んでいます

3密の回避
マスクの着用
手指の消毒
換気 等

新型コロナウイルス 感染防止対策取組店

実施団体
〇〇〇県〇〇〇〇〇〇生活衛生同業組合
(公財) 全国生活衛生営業指導センター
※ 厚生労働省の国庫補助事業として実施しています